

令和7年11月定例会

外国人材確保・雇用対策特別委員会会議録

令和7年12月8日

場 所 第3委員会室

令和7年12月8日(月曜日)

委員 今村光雄
委員 永山敏郎
委員 前屋敷恵美

午前10時0分開会

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

会議に付した案件

○概要説明

商工観光労働部

1. 本県における在留外国人数の状況
2. みやざき外国人サポートセンターの運営
3. 日本での生活に必要な情報の提供
4. 外国人住民向け日本語教育の取組
5. 県民向け異文化理解の促進に関する取組
6. 外国人住民向け防災に関する取組

福祉保健部

1. 外国人患者受入れ環境整備事業

教育委員会

1. 帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業

警察本部

1. 外国人との共生社会の実現へ向けた取組

東洋ワーク株式会社

1. 外国人材の活用と地域共生について

○協議事項

1. 提言について
2. 次回委員会について
3. その他

説明のため出席した者

福祉保健部

医療政策課長 早川俊一
国民健康保険課長 上田浩司

商工観光労働部

商工観光労働部長 児玉浩明
商工観光労働部次長 松浦好子
観光経済交流局長 鬼塚保行
商工政策課長 河村直哉
雇用労働政策課長 湯浅聡
国際・経済交流課長 牧浩一

教育委員会

高校教育課長 長友美紀
義務教育課長 柚木山尚未

警察本部

警務課政策企画官 松尾勇作

調査協力のため出席した者

東洋ワーク株式会社

取締役国際事業部長 里見誠
国際事業部
ネクストイノベーション課係長 末長海

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 唐崎吉彦
政策調査課主幹 野中啓史

出席委員(10人)

委員 長 本田利弘
副委員 長 山内いっとく
委員 山下博三
委員 二見康之
委員 齊藤了介
委員 黒岩保雄
委員 渡辺正剛

○**本田委員長** それでは、外国人材確保雇用対策特別委員会を開会いたします。

本日の日程についてであります。お手元に配付の日程(案)を御覧ください。

本日は、3、概要説明として、執行部から外国人との共生に関する取組について御説明をいただきますが、複数部局をお呼びしておりますので、商工観光労働部を主管部として各部局からまとめて説明を受けることといたしました。

その後、執行部が退出しましたら、4、協議事項において年度末に取りまとめる報告書の内容について御協議いただきたいと存じます。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** それではそのように決定いたします。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○**本田委員長** 委員会を再開いたします。

本日は、主管部となる商工観光労働部をはじめ、福祉保健部、教育委員会、そして県警本部に合同で出席をいただきました。

執行部の皆様の紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきたいと存じます。それでは、執行部の説明をよろしく御願いたします。

○**児玉商工観光労働部長** 商工観光労働部長の児玉でございます。本日はどうぞよろしく御願いたします。

委員会資料の2ページを見ていただきますと目次がございますが、各項目について先ほど委員長から御紹介もありましたが、商工観光労働

部、福祉保健部、教育委員会、そして警察本部それぞれ担当課のほうから御説明させていただきますのでどうぞよろしく御願いたします。

○**牧国際・経済交流課長** 国際・経済交流課でございます。当課からは多文化共生社会づくりを推進するための取組について御説明いたします。

特別委員会資料の3ページを御覧ください。

まず、本県における在留外国人の状況について御説明いたします。

本県にお住まいの外国人の数は、コロナ禍の期間を除いて右肩上がりに増加を続けており、令和7年6月末現在で1万2,147人と過去最高を更新しております。

資料の4ページを御覧ください。

こちらのグラフは国籍、地域別の在留外国人の人数を示しております。左のグラフで示している本県の状況としましては、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、この上位3か国で半数を占めております。

一方で全国の状況としまして、右のグラフで示しておりますとおり、中国、ベトナム、韓国が上位にあり、この3か国で約50%を占めております。

資料の5ページを御覧ください。

こちらは、在留資格別の在留外国人の数を示しております。

本県では技能実習及び特定技能の割合が多く、この2つで約60%を占めておりますが、全国では永住者が24%と最も多くなっております。

これらのことから、県内に技能実習を始めとする多くの外国人労働者が在留しており、少子高齢化による人手不足などを背景に、今後も増えていくと予想されているところであります。

資料の6ページを御覧ください。

増加する外国人住民の生活を支援するため、県では宮崎県国際交流協会に委託して外国人住民向けの一元的相談窓口であるみやざき外国人サポートセンターを運営しております。

このセンターは外国人が安心して暮らしていけるよう、外国人住民が抱える様々な疑問や悩みに対して対面、電話、メール、オンライン等で相談を受け付けております。

センターには2名の相談員が配置されており、多言語コールセンターを利用することで日本語のほか22言語に対応可能となっております。

資料の7ページを御覧ください。

次に、このセンターでの相談対応状況について御説明いたします。

このセンターでの昨年度の相談人数は211人、相談件数は270件であります。国籍等別で見ますと、左のグラフで示しているとおり、知人等である日本人からの相談が半数以上を占めており、フィリピン、ネパール、インドネシアと続いております。

また、右のグラフで示している相談内容としましては雇用・労働、日本語学習、医療など様々な相談を受け付けております。

このセンターでは、主に生活に関する相談対応を行っており、本年7月に開所いたしました外国人材受入・定着支援センターともしっかりと連携を取りながら、相談対応を進めてまいりたいと考えております。

資料の8ページを御覧ください。

次に、日本での生活に必要な情報提供について御説明いたします。

まず、(1)の生活オリエンテーション動画についてであります。

これは、出入国在留管理庁が作成したもので、来日前後の外国人の方が円滑に日本での生活に

なじむことができるよう、日常生活や仕事、税金など日本での生活に必要な情報やルールを17の言語で紹介しております。この動画は来日前後の生活学習ツールや技能実習生等への研修教材として幅広く活用されており、県内市町村や外国人材受入企業、国際交流関係機関等にこの動画の活用を促しているところであります。

次に、(2)の外国人のための生活情報パンフレットについてであります。

これは先ほど御紹介したみやざき外国人サポートセンターが作成したもので、緊急時の対応を含む宮崎県での生活に必要な情報を5言語で提供しております。

このパンフレットは市町村や大学、国際交流団体等に配付しているほか、パンフレットのデジタル版を県国際交流協会や外国人サポートセンターのホームページに掲載するとともに、宮崎県ベトナム人協会のフェイスブックでも御紹介いただくなど様々なツールを活用しながら幅広く周知に努めているところであります。

資料の9ページを御覧ください。

外国人住民向けの日本語教育の取組についてであります。

まず、(1)の日本語講座はテキストを使用し、学校形式で生活に必要な日本語を学ぶ教室で、受講者のレベルに応じたコースを設定しております。

令和6年度は対面オンラインを合わせて9つのコースを開設し、延べ1,125名が受講いたしました。

また、令和6年度に産業政策課が実施した外国人材定着動向調査でも明らかになった外国人のニーズを踏まえまして、昼間に働いている外国人の方も日本語を学ぶことができるよう、今年度から夜間コースを新設したところであります。

す。

また、(2)の地域日本語教室は、外国人住民が日本人住民と交流しながら生活に必要な日本語や生活知識を実践的に学ぶ教室で、市町村との連携により開催しております。

令和6年度は新富町で自転車の交通ルールと防災をテーマに2回開催し、計48名が参加しました。

今年度は市町村の地域日本語教室の開催を支援するコーディネーターを1名増員し、4つの市町で合計7回開催する見込みであります。

資料の10ページを御覧ください。

地域における多文化共生を推進するため、県民の国際理解を深めるための取組も行っております。

まず、(1)の県民向け国際理解講座では、外国の生活や文化等を紹介し、他文化への理解と関心を高めるための講座を開催しております。

令和6年度はオーストリアなど6つの国をテーマに計6回開催し、延べ129名が参加いたしました。

また、(2)の多文化共生アドバイザー派遣では、学校や地域が主体的に行う国際理解教室等の行事に、多文化共生アドバイザーを講師として派遣し、地域で多文化共生への意識を高める取組を推進しております。

令和6年度は25回講師を派遣し、延べ1,474名が参加いたしました。

資料の11ページを御覧ください。

外国人住民向けの防災に関する取組について御説明いたします。

まず、(1)の外国人住民向け防災セミナーの実施についてであります。

これは①の概要のとおり、県内の外国人住民や外国人を支援する日本人を対象に、日本にお

ける防災の知識や災害時の対処法などを学ぶ講座を実施しているものであります。

②の令和6年度の実績としまして、川南町とえびの市で実施しております。

その内容としましては、それぞれの当該市町の危機管理部局による講話があったほか、ハザードマップの見方や自分の生活する地域にどのような危険があるのか、また避難所がどこにあり避難所での暮らしはどういうものか、あるいは非常持出し袋の中身の確認などそれぞれの地域に応じた実践的な内容となっております、参加者からはとてもよい勉強になったとの御好評をいただいているところであります。

次に、(2)の外国人住民のための防災パンフレットの配布についてであります。

これは①の概要のとおり、日本で発生する可能性のある災害や災害が発生したときの対応などについてのパンフレットを日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の5言語で作成して配布しているものであります。

全16ページのパンフレットには、家庭での備蓄用品や持出し用品のリスト、地震、津波、風水害等が発生した場合の初動対応、避難する際の留意点などについて掲載しております。

資料の12ページを御覧ください。

次に、(3)の外国人住民に対する災害発生時の相談対応及び多言語での情報発信についてであります。

先ほど御説明いたしましたみやざき外国人サポートセンターでは県災害対策本部が設置される災害発生時には、このサポートセンターも災害時対応へ移行することとしております。

具体的には②にありますとおり、県災害対策本部が設置された場合には24時間対応で相談に応じることとしております。

また、④のホームページにおける情報発信の主な内容につきましても、災害の状況に応じてタイムリーな情報を速やかに多言語で発信することとしております。

⑤のサポートセンターの災害時対応についての周知方法につきましては、災害時にできるだけ多くの方が情報を収集することができるよう、様々なネットワークを活用して周知に御協力をいただいているところであります。

国際・経済交流課からの説明は以上であります。

○早川医療政策課長 続きまして、医療政策課から外国人患者受入れ環境整備事業について説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

この事業は（1）概要の①事業の目的にありますとおり、外国人患者の受入れに必要な知識やツール等を紹介、共有することで、医療機関の受入れ体制の構築を促進するとともに、外国人が安心して医療を受けられる環境を整備するものです。

②の事業内容ですが、宮崎県医師会に委託し、医療機関が外国人患者を受け入れる際に必要な知識を学ぶためのセミナーを開催しており、③の事業費は令和7年度当初予算で84万3,000円となっております。

（2）に事業の実績を記載しておりますが、令和6年度は医療通訳の基本や医療通訳を使用している医療現場の実態などに関するセミナーを開催し、医師など医療関係者44名に参加いただいております。

また、令和5年度には同様のセミナーを2回開催し、医療関係者138名に参加いただいておりますが、資料の写真にありますように外国人患者と医師、通訳の三者間通話がどのように行わ

れるのかを理解いただくためのデモンストレーションを実施し、現場での活用がイメージできる工夫などをしながら取り組んだところでございます。

医療機関が外国人患者を受け入れる場合にトラブルとならないよう、今後も引き続き医療関係者に受入れに係る必要な知識を学んでいただき、医療受入れ環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

医療政策課からの説明は以上です。

○柚木山義務教育課長 資料14ページを御覧ください。現在、義務教育課と高校教育課で取り組んでおります帰国外国人・児童生徒に対する学習支援事業について説明いたします。

事業の目的は、帰国外国人・児童生徒の小学校から高校卒業までの指導・支援体制を構築し、日本語指導が必要な児童生徒の学習保障の充実に努めることとあります。

事業内容の①指導・支援体制の整備といたしましては、日本語指導の在り方についての課題の整理や改善策について協議を行う運営協議会、及び指導・支援の在り方について情報共有や研修・連携協力が可能な内容についての協議を行う連絡協議会の設置及び実施、児童生徒一人一人に応じて編成する特別の教育課程の研究、拠点校日本語教育指導教員等に対する指導力向上に係る研修の実施、以上3つに取り組んでおります。

事業内容の②日本語指導・支援の充実といたしましては、小・中・高等学校それぞれの拠点校に、日本語教育指導教員を配置しております。

加えまして、小・中学校においては、日本語指導が必要な児童生徒への支援を行う日本語教育サポーターを各市町村が雇用し配置しております。

なお、雇用に係る経費につきましては、国及び県からそれぞれ3分の1の補助率で補助を行っており、今年度は9市町が雇用しております。

また、県立高校におきましては、学習面だけではなく、生活面に関する支援を行うエリア生活サポーターを県の雇用として配置しております。

続きまして、資料15ページを御覧ください。実施状況について説明いたします。

日本語指導が必要な小中学校の児童生徒数について、令和6年度が84名と書いておりますが、82名に訂正をお願いいたします。この82名に対しまして、令和7年度は102名となっており増加傾向にあります。県立高校については、令和6年度が1名と書いておりますが、2名に訂正をお願いいたします。この2名に対して令和7年度は3名となっており、こちらも増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、令和6年度より本事業を活用して県内の指導支援体制づくりを開始いたしました。

本体制は、前述いたしました日本語教育指導教員が、拠点校での日本語指導や校内支援体制の整備を行うとともに、各地域の来日間もない児童生徒の初期指導及び市町村が雇用している日本語教育サポーターへの助言を行う体制としております。

高等学校におきましては、日本語指導を必要とする生徒に対する取り出し指導及び入り込み指導支援を行っております。

拠点校の校長や各市町の担当課長等を委員とした年1回開催の運営協議会においては、本県における日本語指導等の方向性について協議しております。

また、日本語教育指導教員や市町の教育委員

会担当者等を委員とした年2回開催の連絡協議会においては、日本語指導の方法について情報交換を行っております。

さらに、指導力向上研修では、拠点校日本語教育指導教員を対象に日本語指導に係る専門性のある県内外の講師を招聘し、来日間もない児童生徒への初期指導やアセスメントの在り方などについて講義・演習を行うことで、体制の充実を図ってまいりました。

今後の展望といたしましては、運営協議会や連絡協議会、日本語指導の専門性を高める研修の実施により、拠点校を中心に、市町村と県が連携しながら指導・支援体制の充実に向けて継続して取り組んでまいります。

また、日本語教育サポーターの雇用について、さらなる要請も受けていることから、児童生徒への日本語の初期指導やICTを使った学習支援を行うとともに、配置職員の増加を図るため、国に対して財源のさらなる充実を求めてまいります。

義務教育課・高校教育課からは以上です。

○松尾警務課政策企画官 県警察本部から、外国人との共生に関する取組について御説明いたします。

本来であれば、警務部参事官兼警務課長の中武が御説明差し上げるところ、本日、他の業務で出席ができませんので、警務課政策企画官の松尾が代わって説明させていただきます。

それでは、特別委員会資料の16ページを御覧ください。

県警察本部では、警察庁からの示達に基づき、基盤の整備、コミュニケーションの円滑化、制度・手続等の分かりやすさの確保の3つを柱として、資料記載のとおり、それぞれの柱に応じた各種取組を推進しております。

続いて、資料の17ページを御覧ください。

3つの柱のうち、基盤の整備から順に御説明いたします。

まず、通訳人材の確保及び能力向上についてです。県警察本部では、外国人からの各種届出、事件事故、相談等への適切に対応するため、刑事部刑事企画課内に通訳センターを設置し、事件事故に関する詳細な聴取を行う場合など、必要性に応じた通訳人の派遣を行っております。

通訳人は、資料右上段のとおり、警察職員21名、民間の方87名を通訳人として指定しており、22言語に対応可能となっております。

通訳人のうち、警察職員については、通訳能力維持・向上のため、外国人講師による教養や通訳ロールプレイング等の実践的演習の実施、TOEIC等の民間試験による教養効果測定や警察大学校における語学研修等への派遣を行っております。

このほか、世界各国・地域の文化・宗教、外国人に係る各種制度等に係る理解の促進については、教養資料を配付するなどして、職員の理解促進に努めております。

また、関係機関・団体や外国人コミュニティとの連携強化については、外国人に関わる行政機関や教育機関、事業所等と連携し、後に御説明する交通安全講話や防災講話等の機会を通じて、連携強化等に努めております。

続いて、資料の18ページを御覧ください。

次に、コミュニケーションの円滑化の取組について御説明いたします。

まず、資料・資機材及び多言語コールセンターの活用についてです。県警察本部では、外部活動を行う交番員等の全ての地域警察官に、多言語翻訳機能を搭載した端末を配備しております。

また、交番等にイラストや外国語を指差すことで用件を伝えることのできるコミュニケーションボードを整備するなどして、外国人からの各種届出等に円滑に対応できるように努めております。

資料右上段の写真は、地域警察官に配備されている携帯型の端末であり、同端末には、入力した音声や文字を30言語に翻訳できる機能が搭載されており、日本語を解さない外国人との円滑なコミュニケーションを図るツールとして活用しております。

また、県警察本部では、交番等の警察施設に訪れた外国人に対応する際、言語が通じないため警察業務の遂行が困難である場合は、県及び宮崎県観光協会が運用する多言語コールセンターを利用させていただいております。

次に、110番通報受理時における三者通話対応についてです。事件事故等に迅速・的確に対応するためには、いち早く通報内容を把握することが重要ですので、日本語を解さない外国人からの110番通報を受理し、部内で対応が困難な場合は、県警が独自に契約している多言語コールセンターを活用した三者通話により、事案の早期把握に努めております。

具体的には、通報者である外国人、110番通報を受理した通信指令課員、そして民間の多言語コールセンターの通訳人が三者通話を行う、資料右下段の図のようなイメージとなります。

続いて、資料の19ページを御覧ください。

最後に、制度・手続等の分かりやすさの確保について御説明いたします。

まず、警察施設、車両、被服、道路標識等への英語表示についてです。資料に掲載した写真のとおり、交番や装備品、道路標識等を英語による表示・併記するなどして、外国の方にも分

かりやすいように配慮しております。

続いて、資料の20ページを御覧ください。

次に、防犯・防災、警察制度・活動等に係る情報の提供についてです。資料右上段の写真のように、警察官が外国人留学生や技能実習生等に対する交通安全講話や防災講話を実施して、日本の交通ルールや巨大地震・津波が発生した際の対処法を理解してもらう取組を実施しております。

また、右上段右側の資料は、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、車道は原則左側通行、歩道は例外で歩行者を優先することなど、特に重要なルールを記載した自転車安全利用五則をミャンマー語で表記したもので、それ以外にも6言語で同資料を作成しており、講話の際に配布・活用しております。同資料は、県警ホームページにも掲載されております。

右下段の資料は、巨大地震が発生した際の対処法等について7言語で作成した資料で、防災講話の際に配布・活用するとともに、県警ホームページへの掲載、外国人の利用が多い宿泊施設や交通機関、大学等へ配布しております。

交通安全講話については、令和6年中、各警察署を中心に大学や専門学校に在学する留学生や事業所で稼働する技能実習生の方々*約580名の方に対して実施しており、防災講話についても、同じく約460名の方に対して実施しております。

次に、各種手続に係る多言語対応についてですが、一例を挙げますと、外国人が落とし物を拾って届出をした場合、複数言語の届出書で対応が可能であり、加えて、外国人にも遺失物や拾得物の手続等が分かりやすい英語表記の資料を整備しております。

運転免許試験についても、運転免許学科試験

の第一種・第二種学科試験、仮免許試験及び知識確認問題は20言語に対応しております。

以上が、県警察本部が行っている外国人との共生に関する取組であります。引き続き取組を推進し、言語や生活習慣の相違等から生じる外国人の孤立化を防ぐとともに、外国人が犯罪やトラブルに巻き込まれる事案の未然防止を図り、国籍にかかわらず誰もが安心して暮らせる宮崎県を目指すことはもとより、県民の皆様の安全・安心の確保につながる取組となるよう努めてまいります。

説明は以上です。

○**本田委員長** 執行部の説明が終わりました。委員の皆様もいろいろ知見を深めていらっしゃると思いますので、質問があればよろしく願いたいと思います。

○**二見委員** 7ページのサポートセンターでの相談実績について、相談内容別での割合等が出ているんですけども、解決済みとしたのか、それとも他の専門家等につないで終わったのかなど、その対応結果については把握されているのでしょうか。

○**牧国際・経済交流課長** サポートセンターでの相談実績は全て記録を取っており、その対応状況について報告も受けておりますが、委員のご指摘のとおり、関係部局にご案内することが多い状況でございます。

件数はそこまで多くはありませんが、それでも解決しなかったり、納得していただけないこともありますので、その際はサポートセンターでしっかりとフォローアップしているところであります。

○**二見委員** 外国人と意思疎通を図るのは難しいところがありますので、他の部局につないだ

※17ページに訂正発言あり

ときはもっと難しくなるだろうと思うんですよ。

例えば、次につないだとしても結局うまくいかなかった事例があるということであれば、そのことをフィードバックしてサポートセンターとしてうまくいったのかということまで調べるのが一番大事なことだと思います。もしうまくいかなかった事例が多いのであれば、つなぎ先とうまく連携して今後の対応を考えていかなければならないという課題認識が出てくると思うんですが、そこまでやっているかということころはどうなんでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 委員ご指摘のとおりフォローアップは大変重要であります。例えば在留資格に関することなどの重要な案件であれば、その後にならなくなったのかというのは、日本での暮らしが立ち行かなくなる等の問題に発展する可能性もありますので、フォローアップする必要が十分にあると思います。

サポートセンターでどこまでフォローアップできているのかは状況が分からないところもありますので、今後は少しでも気になる案件であれば、随時、情報共有しながらフォローアップを推進したいと思います。

○二見委員 県内の状況がどうなっているかということを知るためには最初が肝心だと思うんですよ。サポートセンターは余計な仕事だと思われるかもしれないけれども、そのことの意義について御理解いただいて対応していくことが大事かなと思います。

次に9ページの日本語講座の受講者数について延べ人数で出されている理由は何かあるんでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 こちらの日本語講座は定員が7名程度と少人数クラスで始めるのですが、途中欠席等もあるため延べ人数で計上さ

せていただいております。

○二見委員 継続できるのかというところは、こういうところでも見えた方がいいのかなと思います。延べ人数を公表されるのではなくて、講座の内容についていけているのか、なぜ欠席したのかといった中身についてしっかりとフォローアップしておくべきではないかなと思います。

10ページも県民に国際理解を深めていくためにいろんな講座等をされているということですが、昨年度の実績は訪問回数や延べ人数等ではないんですけれども、計画性のようなものはあるんですかね。このような事業は手挙げ方式で募集して派遣しているというパターンが多いですが、例えば外国人の多い地域を重点的に取り組んでいるとか、目的というものがしっかりあるのか教えていただけないですか。

○牧国際・経済交流課長 基本的に大きな計画はございませんが、地域バランスや在留外国人の数というよりは、紹介国のバランスを配慮しながら、講師の方との調整を踏まえて開催場所を決めている状況であります。

○二見委員 やっているというだけでは駄目ですよ。その事業の目的まできちんと書いているわけだから、もう少しその効果まで詰めていく必要があるかなと思うので、今後、検討していただければと思います。

もう1点、17ページの通訳の件ですが、相談内容というのは、一般生活の問題や犯罪など様々あると思うんですが、外国人と通訳を介して話をしているときに、きちんと通訳できているかどうかのチェックについて何かされていらっしゃるんですか。

○松尾警務課政策企画官 通訳ですけれども、これまでの実績では、被疑者の取調べがほとん

どでございますので、通訳した内容につきましては供述調書といった形で作成しております。

○二見委員 何をお聞きしたいのかというと、きちんと通訳されているかどうかというところなんですよね。こちらが聞いていることが翻訳により相手に伝わっているか、相手が言ったことがきちんと日本語に変換されてこちら側に伝わっているかというところを調書だけではなく音声記録で残しておくなどして、後でチェックするような手法は何か取り入れていらっしゃるのでしょうか。

○松尾警務課政策企画官 音声につきましては、対象事件のみしか取調べ中の内容を録音、録画できません。

内容の確認ですけれども、供述調書につきましては、被疑者に内容の読み聞かせや閲覧をいたしますので、そこで被疑者が話した内容と相違があるかということは確認しております。

○二見委員 もう一度確認なんですけれども、その調書は日本語版と外国語版があるということですか。本人に確認をしてもらおうということは、外国語版がないとできないと思うんですが。

○松尾警務課政策企画官 供述調書につきましては外国語のものはございません。日本語に書き直して外国語で説明をして、内容が間違いないかということを通訳の方が担保するというような形となります。

○二見委員 全国的に同じやり方をされているんだろうと思うんですけれども、警察庁としてはその手法で今のところ問題ないという判断をされているということなんでしょうかね。

○松尾警務課政策企画官 そのような手法でやるようにという指示を受けております。

○永山委員 外国人との共生に関して、自治会等との連携についてお伺いしたいのですが、資

料5ページで宮崎県においては永住が11%で半分以上が技能実習生や特定技能外国人という状況であり、おそらく短期間だけ宮崎県に在留している方が多いので、自治会に入ることはなかなか難しいのではないかとは思いますが、自治会における外国人の加入や連携に関して県として方針や好事例があれば教えていただきたいと思います。

○鬼塚観光経済交流局長 外国人の自治会加入割合につきましては、現状把握している数字はございません。

しかしながら、来年度にみやざきグローバルプランの改定に向け、今年度外国人住民向けアンケート調査を実施することにしておりまして、その中で自治会加入割合等の現状把握や分析を行いまして、自治会加入の促進に向けた取組について検討していきたいと考えております。

○児玉商工観光労働部長 委員がおっしゃったところで言いますと、外国人の方に対する公営住宅の活用に取り組んでいる市町村もがございます。例えば都城市では、当初、県営住宅で受け入れていたところ、職場に近い市営住宅に移られたという事例もあり、公営住宅に入居される際に自治会への加入についてご案内するような先進的な取組があることも承知しております。

○永山委員 ありがとうございます。よく分かりました。

もう1点ですが、宮崎県に住まわれている外国人の方からの相談はサポートセンターの窓口などで対応されていると思うんですけれども、逆にもともと住んでいらっしゃる住民の方から外国人の居住トラブルなどの相談や苦情といったものを把握されているのでしょうか。

おそらくは市町村の窓口に寄せられているとは思いますが、県としてそのようなト

ラブルの件数を把握されて、それを基に対策を練られるといった動きがあれば教えていただきたいと思います。

○**牧国際・経済交流課長** そのようなトラブル等についての相談の統計は取ってはおりません。みやざき外国人サポートセンターのほうにもそのような相談はあるようですが、住民同士のことであれば、まずは最寄りの市町村等にご相談いただくようご案内している状況であります。その他の詳細についてはただいま手元にはございません。

○**松浦商工観光労働部次長** 県では、外国人関係の行政を所管している関係課や、市町村において外国人との国際交流関係を担当している課を集めた、外国人関連の連絡協議会を年に1、2回程度開催しており、その中で市町村内でのトラブルの発生状況等の意見交換や、県が取り組んでいる外国人施策についての情報交換等を行いながら、連携を取っているところでございます。

○**山下委員** 同じく5ページですけれども、永住者が全国で93万人ほどおられるのに対し、宮崎県では1,296人なんですけれども、これは人数と世帯数のどちらなのか、人数であれば家族まで入れているのかどうかについて教えてください。

○**牧国際・経済交流課長** こちらの数字は大人から子供まで入れた人数でございます。

○**山下委員** 世帯数でどれくらいですか。

○**牧国際・経済交流課長** 申し訳ございません。世帯数での統計が公表されておられませんので、把握しておりません。

○**山下委員** 例えば、先ほど自治会加入の話もありましたけれども、その辺りは、世帯がどれくらいあって、家族構成がどうなっているのかなどを把握しておかないといけないのではない

でしょうか。統計すら出ていないのかな。

○**鬼塚観光経済交流局長** 資料の人数は法務省のデータを活用して記載しているものです。法務省のデータに世帯数があるかどうか現状は分かりませんが、調べて整理していきたいと考えております。

○**山下委員** 今の日本を見ると、大きな人口減少の中で人手が不足、外国人に頼らないといけない状況ですから、計画を進めていく中では、世帯数などの動向も調べながら対処していくべきではないかと思った次第です。

それから、同じく5ページなんですけれども、その他という項目の比率が全国で34%、宮崎県で17%を占めていて、非常に比率が高いと思うんですが、これはどのような分類を示した数字なのでしょうか。

○**牧国際・経済交流課長** 法務省が在留資格一覧表を作成しております、その一覧に基づいた分類登録をしております。例えば、教育、研究、医療、介護なども在留資格として分類されており、それらを含んでその他としております。

○**山下委員** 確認ですが、介護福祉関係は、技能実習や特定技能の中には入ってなくて省かれているのですか。それはちょっとおかしいかなと思うんですけれどもいかがですか。

○**児玉商工観光労働部長** 介護関係の外国人材の方々というのは、特定技能などの内数に入ってきています。今、課長が申し上げたのは、医療といった分野になるかと思いますが、今確認しておりますのでお待ちください。

○**牧国際・経済交流課長** 医師や看護師といった資格を有する者が従事する活動については、特定技能とはまた別の在留資格となっております。言葉が足りておらず申し訳ありません。

○**山下委員** ちょっと分からないんですけれど

も、その他がドクターとかの専門的な人で2,073人もいるのであれば、我々もどこかで会っているような気がするんですよ。医療だけで2,000人もいるというなら、かなりの数の外国の先生方がいなきゃいけないはずですよ。

○児玉商工観光労働部長 すみません。資料の確認をさせていますので、お時間をいただけないでしょうか。

○山下委員 分かりました。

○本田委員長 それでは、後ほど在留外国人のその他の分類については、御提出いただくということによろしいですか。

○山下委員 はい。

○本田委員長 では、後日に資料を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

○前屋敷委員 7ページの外国人サポートセンターについてなんですけれども、相談窓口としては大変大事な部署だと思えます。相談人数211人のうち、外国人が88人、日本人が110人とのことです。日本人と外国人との関わりで問題が起きているのか、外国人の人に代わって知人の日本人が相談窓口に見えたのか。この日本人110人の相談の中身を聞かせてください。

○牧国際・経済交流課長 内容は両方ございます。外国人労働者を雇っているが、どうやってコミュニケーションをとったらいだろうかという日本人の方からの相談であったり、あるいは日本語が不得意な外国人の方の代わりに相談させてくださいといったいろんなパターンがあります。

○前屋敷委員 本県に外国人の方々が約1万2,000人からいらっしゃるということなんですけれども、サポートセンターの相談窓口があることすら知らない方もいらっしゃるかもしれないし、その周知はどの程度進められているのか、

実態を教えてください。

○牧国際・経済交流課長 委員御指摘のとおり、外国人サポートセンターは一元的相談窓口として位置づけておりますので、本県におられる外国人の方に広く知っていただく必要があると思っております。そのため、県では市町村の窓口案内を置かせていただいたり、ホームページやSNSでも定期的な情報発信を行っております。また、様々な国際交流イベント等でも周知をさせていただいております。今後ますます周知に取り組んでいきたいと考えております。

○前屋敷委員 市町村も窓口で相談を受け付けるということで、このサポートセンターの機能の一部を市町村も持っているという理解でいいですか。

○牧国際・経済交流課長 市町村の窓口等で困ったことがあれば、サポートセンターに御相談いただいても構いません。例えば住民登録や転入届で市町村に来られた外国人の方に対する情報提供ということで、サポートセンターのご案内をしていただくようお願いしているところです。

○前屋敷委員 市町村においても、サポートセンターにつなげることができるわけですね。

それともう一つ、相談内容の中で雇用・労働35件とあるんですけれども、最初の契約とは中身が違っていたというような労働条件の問題などがあるのであれば、安心して本県で働ける職場環境を県としてしっかりと把握する必要があるのではないかと思います。県として外国人の方が働いていらっしゃる状況をどの程度つかんでいらっしゃるのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 委員がご指摘のとおり、相談内容の中で、特に雇用・労働については、仕事を探したいという相談もあれば処遇の面での相談も記録として上がってきております。

センターといたしましては、仕事探しについてはハローワークを、その他労働環境等については労働基準監督署、あるいは一步進んで法テラスや弁護士会を御紹介することもありますので、そういった面で適切にフォローアップをしていきたいと考えております。

○前屋敷委員 新たな仕事を探すという方もいらっしゃるということなんですけれども、やはり外国人の方々が安心して働いて生活できる環境をどのように整えていくかということが大事なので、ぜひそこはしっかりと把握できる体制を作ってほしいと思います。これは要望ですので、よろしくをお願いします。

○齊藤委員 多言語コールセンターのことで伺いたいのですが、私もたまに家電製品とかのことでコールセンターにかけると、つながらなくてかけ直したりすることがあるんですけれども、この多言語コールセンターではそういうことはないんですか。

○牧国際・経済交流課長 コールセンターの利用実績はそれほど多くありませんが、英語圏の外国人からの相談の割合が高く、英語を話すことのできるスタッフは多数おりますので、そのような案件の報告は上がっておりません。

○齊藤委員 次に、帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業のことでお尋ねしたいんですけれども、御説明のあった運営協議会と連絡協議会のことについて、どれくらいの単位で設置されているものなのか、メンバーはどのような方が入っているのかを教えてください。

○柚木山義務教育課長 運営協議会につきましては、今年度は1回開催しました。拠点校の校長先生や市町課長、宮崎大学、公立大学、国際大学にて専門の研究されている先生、子どもの日本語教育研究会の方、そして、県庁各課と県

教育事務所の担当者等が集まりまして、日本語指導が必要なお子さん方への学習支援の体制づくりについて話し合っております。

また、連絡協議会につきましては、日本語指導のあり方について情報交換を行っております。こちらにつきましては、本年度は5月30日と10月17日の2回行っており、直接子供たちの指導に携わっている先生方と教育委員会の担当者等が集まって話し合いを行っております。

併せて、指導力向上研修も行っており、こちらのほうでは国際大学で研究されている先生のほか、例えば愛知県の豊田市など、他県で先進的な取組をされている方々に来ていただいて、研修を通して、日本語を十分に話すことのできない方々への支援の方法について研究しているところでございます。

○齊藤委員 学校単位で設置されている学校運営協議会のようなものではなくて、県全体で外国人の児童生徒に関する情報を情報交換するような組織というふうに理解したらいいんですね。

○柚木山義務教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。外国の方がたくさん入ってこられて、その子供たちも小中学生、高校生になって、今後、本県を支える人材になっていただけるのではないかという思いも込めまして、今後また外国人児童生徒が増加していったときにどうあるべきかということを運営協議会、連絡協議会で検討しながら研修を行っていききたいというふうに考えているところです。

○齊藤委員 先日、学校回りをしたときに、私の子供が在籍していた時代と違って保護者の考え方も変わってきているので、例えばPTA組織がボランティア制に変わったり、我々の時代よりも学校の先生たちの負担が相当増していると感じたんですけれども、外国人の方たちが県

内で増えてきているということは、ますます学校の先生たちの負担が大きくなってきているのかなという印象を受けました。

ひとつ資料を要求したいのですけれども、県内の小学校、中学校、高校に在籍する外国人の児童生徒の市町村別の数や学校名が分かれば、今後、外国人の子供たちの教育に関する議論の参考にできるので、それを頂ければと思うんですけれども。

○**柚木山義務教育課長** 作成して後日お渡ししたいと思います。

○**本田委員長** 委員会として、その資料を要求するというので、よろしく願いをいたします。

先ほど齊藤委員がおっしゃっていた一番初めの質問は警察本部の多言語コールセンターの件ではなかったのかなと思ったのですが、大丈夫ですか。

○**齊藤委員** 警察の方も活用しているということだったので、想像では全国の自治体が集中して利用するとなると、ほぼつながらないんじゃないかなと思ったんですけれども、先ほどの国際・経済交流課長の話では、その前段階の相談によりコールセンターを使わなくとも、今のところ解決できているという理解でいいんですよね。

○**牧国際・経済交流課長** 国際サポートセンターが使っているセンターとしては、今のところ特に支障はないというふうに聞いております。

○**渡辺委員** 6ページですけれども、行政・生活全般の情報提供や相談対応を行う窓口で、営業日が火曜から土曜の10時から19時ということになっているんですが、多くの外国人の方は平日に仕事をされているわけですよね。なので、基本的には平日に相談をする時間というのはほ

とんど取れないというのが実態で、日曜や祝日にも対応しないと相談する時間は取れないと思うんですけれども、その辺りの考えはいかがでしょうか。

○**牧国際・経済交流課長** 外国人サポートセンターは、土曜日にも相談日を設けることで、相談しやすい環境づくりには取り組んでおります。ただ、委員御指摘の日曜日の対応につきましては、他県の状況や本県在住者の方の御意見を踏まえながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○**渡辺委員** ぜひ実際に働いている方々のアンケートを取るなりして、休日対応の必要性というのは調査いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○**二見委員** 今の話ですけれども、曜日別、時間帯別の相談受付数というのは把握していますか。

○**牧国際・経済交流課長** 申し訳ありません。時間別までは把握してございません。日ごとの相談件数は、月報で報告が上がっておりますので、記録として残っております。

○**二見委員** 渡辺委員の話もあったように、もちろん相談対応以外の業務もあるんでしょうけれども、担当課としてはサポートセンターの稼働状況についてしっかり把握をしておくべきじゃないかと思いました。

○**牧国際・経済交流課長** 委員御指摘のとおり、相談の多い時間帯もあるかもしれませんので、その辺りをサポートセンターや国際交流協会と相談しながら、外国人の方の御意見等を踏まえた、より快適な相談環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○**山下委員** 118ページなんですけれども、外国人が増えてくるということは、失踪者など治安についてもいろいろ課題があるかと思うんで

すよね。資料に110番通報の通話対応が出ているんですけども、例えば事件、事故にまつわる内容も多いんでしょうか。

○松尾警務課政策企画官 外国人からの110番通報で最も多いのは交通事故となります。令和6年中ですけれども、146件の110番通報を受理したうちの62件、42.5%が交通事故となっております。

○山下委員 ありがとうございます。146件のうちの62件が交通事故ということですが、事件にまつわるような相談というのはいないものですか。

○松尾警務課政策企画官 令和7年ですけれども、交通事故のうち、当て逃げが2件、それから事件であれば、盗難届の110番通報が1件、盗難容疑が2件という内訳となっております。

○山下委員 刑事事件になった事案というのはあるんですか。今、宮崎県で大麻関係の事件が増えている、その関連性を心配したものですから、そういうことは全くないということでしょうか。

○松尾警務課政策企画官 110番通報に限定すれば、薬物の通報はございません。また、来日外国人による犯罪につきましては、令和6年中に34件を検挙しておりますけれども、その中で窃盗が14件、詐欺が8件等で、薬物に係る犯罪の検挙はございません。

○今村委員 13ページの外国人患者受入れ環境整備について教えてください。現段階で外国人患者を受け入れることができない市町村はあるんでしょうか。

○早川医療政策課長 医療機関によっては、受入れ体制が整っていないところもあるため、受け入れられない市町村があるということも事実でございます。厚生労働省は、県内の外国人患者の受入れができる医療機関を公表しておりま

すけれども、本県ですと3つの県立病院や都市市の病院などがあります。それ以外の町村では受入れが厳しい医療機関もございます。

○今村委員 そういった地域に関しては、宮崎市や都市市に行って受診することになるんですかね。

○早川医療政策課長 医療機関を検索ができる国のシステムですと対応言語を公表されている医療機関もございますが、受入れ体制の取れた医療機関として厚生労働省が公表されているのは県内に9つしかございませんので、しっかりとした言語対応ということであれば、そういった医療機関を検討いただくことになると思います。

○今村委員 今、挙げられたその9つの医療機関というのは、多言語をそれぞれ対応できているような状況になっているということでしょうか。

○早川医療政策課長 今、挙げた厚生労働省が公表している医療機関につきましては、英語だけではなくて、中国語なども含めて多くの言語対応ができるとされております。それぞれの使用言語によって選択していただくこととなりますが、場合によってはお近くの医療機関で受け入れられないということもございます。

○今村委員 警察の方も多言語対応をされており、情報提供などいただければ助かる場所も多いのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○早川医療政策課長 委員おっしゃられたように、医療機関では外国人の方であってもしっかりと対応をしたいという医療従事者の方もいらっしゃるしまして、県で開催しておりますセミナー等に関心を持って来ていただいております。一番の課題となりますのはコミュニケーショ

ンの問題であり、国のほうでも医療通訳の制度を実施していますので、セミナー等を通じて医師会あるいは県内の医療機関等にそれらの情報提供も併せて周知していきたいというふうに考えております。

○山内副委員長 関連してなんですけれども、警察は翻訳端末を持たれて対応されているということで、医療政策課の資料を見ると、研修のオンライン通訳で大がかりな機械を入れていますが、小さな病院だと難しいのかなと思います。今はスマホなどで翻訳できる機能が身近にある中で、なぜ大がかりな機械で進めているのか、もう少し詳しく教えてください。

○早川医療政策課長 今回の資料で挙げておりますのは、周りの方が見えるように大きな画面を用いたデモンストレーションを行っておりますが、実際はタブレットなどの端末でも活用いただけるようになっております。

外国人患者とのコミュニケーションでは言語の問題が一番大きいかと思います。易しい日本語やタブレット等の機器端末での通訳であれば意思疎通できる方もいらっしゃいますが、医療用語などについては、医者側と患者側でそごが生じ、トラブルとなる可能性がございます。

場面によって使い分け、患者にしっかりと伝わるような手法をとっていく必要があるので、セミナーの中でそういったところの知識を得ていただいて、外国人の方を受け入れることができるような体制をとっていきたいと考えております。

○二見委員 もう一度伺いたいんですけれども、7ページの相談窓口について、相談内容も含めて日本人と外国人に分ける必要があるんじゃないかと感じたんですよね。両方を一つにまとめて分類することに意味があるのか疑問に感じた

ものですから、その辺りをもうちょっと考えてもらえればと思ったところでした。

○牧国際・経済交流課長 貴重な御提案をありがとうございます。サポートセンターではつぶさに記録を取っており、相談の内訳をもう少し細分化することも可能ではないかと思っておりますので、サポートセンターとも相談しながら、分類の仕方について工夫をしてみたいです。

○黒岩委員 外国人との共生については、外国人のニーズを知ることが大事かと思いますが、日本語の学習など、それらのニーズをどのように把握していらっしゃるのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 現在、県ではグローバルプランを定めまして、それに基づいて国際交流施策等を進めておりますけれども、令和8年度に改定作業を行うこととしており、このタイミングで多様なアンケートを実施することにしておりますので、このアンケートを新たなグローバルプラン策定の参考にしていきたくて考えているところでございます。

○黒岩委員 プランを改定ということですが、やはり今も対策をとっていらっしゃるので、現時点でのニーズの把握は必要ではないかと思っています。

昨年に総合政策部がアンケートを取られて、その結果は御教示いただきましたけれども、やはりそれだけでは足りないと思います。例えば、外国人の方が食材をどのように調達されているのか、休みの日に何をされているのかなど、きちんとニーズを把握していただきたいと思っています。

もう一つ、行政と民間団体の方との連携はあるのでしょうか。これも例を挙げますと、マンマー人の方にも食材の好みがあって、どこに行ってもお店がないから取り扱ってくれないか

とか、そういったコミュニケーションがとられているかどうかについてお伺いしたいと思います。

○牧国際・経済交流課長 在留外国人の方とのコミュニケーションという点でいきますと、一つ代表的なのは、ベトナム人協会が宮崎県にいらっしゃるベトナム人の方だけのコミュニティーを立ち上げたということで、非常にすばらしいことだと思っておりますし、県としても意見交換をしながら、生活等のニーズも聞き取りをできればと思っております。

また、各市町村には国際交流の部署や民間の交流団体等がございますので、そういったところとの意見交換、あるいは年に1回、国際多文化共生の協議会を開いておりますので、そのような場でも要望等を聞くようにしておりますので、今後とも情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○黒岩委員 台湾の福岡弁事処長の講演を聞いたときに、二、三軒でも台湾のお店が宮崎市にあると、県内の台湾の方が休みの日に集まってくると。これは行政がやる話じゃないんですけども、いろいろな団体と意見交換して、共生のための環境を整えることも検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

もう一点ですが、3ページの在留外国人の数を見ますと、インドネシアが伸びてきてベトナムと逆転しそうであるとか、ミャンマーも大分増えてきているようであります。そのような中では、今後の想定として、やはり戦略的に動いていかなければならないと思うのですが、宮崎県では外国の方の増加の見通しというのは何か議論をされていらっしゃるのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 冒頭の説明でも少し申し上げましたけれども、技能実習や特定技能

といった働き盛りの方が非常に増えているという状況を踏まえますと、今後もそういった若い世代の流入は想定されます。そのような傾向は現在も続いているところでありますし、人材確保の面からも、宮崎県内への労働人口の流入というのは十分に考えられるところであります。

○黒岩委員 今後の想定も含めてそういったところを総合的に調整していくためには、やはり戦略も必要だと思うんですよ。どの国の外国人をターゲットにしていくか、永住まで想定して取り組んでいくのかなど、いろんな戦略があると思うんですよね。ですから、そういったところを産業政策課を中心に組み立てていただきたいと思えます。

○松尾課長警務課政策企画官 1点、説明の訂正をさせていただきたいと思えます。

資料20ページの防犯・防災、警察制度・活動等に係る情報の提供というところで、交通安全講話の受講者について「約580名」と申し上げたんですけれども、正しくは「約850名」でしたので訂正をさせていただきます。

○鬼塚観光経済交流局長 先ほど、山下委員から御質問いただいた資料5ページの在留資格別在留外国人数のその他の人数の内訳でございますが、医師は確かに含んでいるのですが、内訳としましては、家族で滞在されている方、定住されている方、日本人の配偶者等も含まれており、こういった方々の人数が多いところでございます。

いずれにしましても、資料をしっかりと整理してお出したいと思えます。

○児玉商工観光労働部長 先ほど永山委員から自治会加入の御質問があったかと思えます。都城市においては地域コミュニティー活動への積極的な参加を促しているというところで、私の

説明が十分ではありませんでしたのでお伝えさせていただきます。除草作業や清掃活動についての積極的な参加をお願いしているとのことでした。

○**本田委員長** ありがとうございます。時間が参りましたので執行部の皆様は御退席いただき結構です。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時39分再開

○**本田委員長** では委員会を再開いたします。

まずは協議事項1の提言についてであります。午後の部の調査を残しておりますが、本日まで委員会を6回、県内調査を2回、海外調査を1回実施するなど、当委員会において調査を行ってまいりました。今後は、これからの調査をもとに今年度の報告書の取りまとめに向けて県当局に対する提言を整理していく必要があります。

これまでの当委員会の調査につきましては、配付をいたしました中間取りまとめの中で提言につながるよう、委員の皆様のお発言を記載しております。

今回の委員会で正副委員長で取りまとめました報告書骨子案を提案させていただきますので、これまでの調査において報告書に盛り込みたい提言や今後の取りまとめに必要な考え方等について、何か御意見があればお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○**渡辺委員** 2ページの育成就労制度についてですけれども、早い段階で転職が可能となるという話もあり、中小の農業経営、あるいは建築関係でも、高い渡航費をかけてきてもらって1年で引き抜かれたりするというようなことに

なると、経営的にも大変不安であるという声を多く聞いています。その問題についてどう考えるのかというところは、ぜひ盛り込んでいただきたいです。

○**本田委員長** 提言として取り入れるということですね。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時43分再開

○**本田委員長** 委員会を再開いたします。

○**黒岩委員** 当委員会の目的に受入れと確保とあるんですが、どうも今まで聞いていると受入れはいろいろありますが、宮崎県の方針や確保に向けた取組をもっと強化してほしいという戦略的な確保についての提言はあっていいのかなという気はします。

○**本田委員長** 御意見ありがとうございます。ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** いただいた御意見を参考とさせていただきます。次回の委員会で報告書を骨子案として御提案したいと考えております。

それでは、年度末の報告書についてはこのように検討を進めていくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** それでは、そのようにさせていただきます。中間取りまとめを御覧いただき、提言の内容について、御意見がさらにある委員の方がいらっしゃいましたら、骨子案作成の関係もありますので12月19日金曜日までに正副委員長までお申し出いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、協議事項の2の次回の委員会について

です。次回の委員会では報告書に関する検討を行う予定としております。次回の委員会の内容について御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** 特にないようでございますので、次回の委員会の内容につきましては正副委員長に御一任をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますけれども、協議事項の3、その他でございますが、委員の皆様からは何かございませんか。

○**黒岩委員** 先ほどの提言のところにも関係するんですが、この特別委員会のまとめとして、まず昨年度については3つの特別委員会があつて、報告書が200ページ以上あるというところですが、余りにもボリュームが多すぎて、提言の部分が埋もれてしまい、なかなか分かりづらいつと感じたところもあります。そのボリュームを含めて見直しをぜひお願いしたいと思っています。

○**本田委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時49分再開

○**本田委員長** 再開いたします。

今、出された御意見等を踏まえて、次の提言の骨子案を作成していきたいと思ひます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** これで午前の部は終了させていただきますというふうに思ひます。

引き続き休憩をはさみまして議会運営委員会

終了後の1時40分から、午後の部を開始いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時40分再開

○**本田委員長** 委員会を再開いたします。

お手元に配付の日程(案)に記載してありますとおり、東洋ワークス株式会社により、取締役国際事業部長の里見誠様にお越しいただいております。御出席いただきました里見様におかれましては、世界を飛び回っていらっしゃる大変お忙しいところかと思ひますが、今回は本委員会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。もともとはリモートでの御出席ということでしたけれども、今回宮崎県に来ていらっしゃるということもありましたので、対面での御参加となりました。本当にありがとうございます。

東洋ワーク株式会社様は、宮城県の仙台市に本社を構えていらっしゃいます。製造業や物流業を中心に人材派遣や業務請負、人材紹介などの総合的な人材サービスを提供されております。外国人材につきましては、国内企業への支援やインドネシアに拠点を置いての人材育成等に取組まれております。

また宮城県を始めとして、外国人材のマッチング支援事業等も展開されているということでもあります。

本県におきましては、外国人材受入れ・定着支援センターが7月に立ち上がりましてけれども、その運営委託先であり、外国人材の受入れに関わる県内企業への支援に御尽力をいただいているところであります。今回の委員会では外国人材の活用と地域共生について御説明をお願

いしているところでもあります。

まず、私から一言御挨拶を申し上げます。この特別委員会の委員長を務めております本田利弘です。よろしくお願いいたします。

当委員会では本県の課題を解決するため、外国人材確保、雇用対策に関する所要の調査活動を実施しているところでございます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

座ってメンバーの紹介をいたします。最初に、私の隣が山内いっとく副委員長です。

続きまして、山下博三委員です。

二見康之委員です。

齊藤了介委員です。

黒岩保雄委員です。

渡辺正剛委員です。

今村光雄委員です。

永山敏郎委員です。

前屋敷恵美委員です。

以上のメンバーで進めていきたいと思っております。

それでは里見様の方から御説明をよろしくお願いいたします。

○里見取締役国際事業部長 ただいま御紹介いただきました東洋ワーク株式会社国際事業部長の里見でございます。本日、皆様の貴重なお時間をいただき、外国人の地域共生というところまでお話をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど本田委員長の方から御紹介いただきましたように、私自身が海外事業を担当しております。海外からの人材、または工場の誘致であるとか海外への進出のお手伝いを約20年行ってまいりました。今現在、東洋ワーク株式会社においては、インドネシア、ベトナム、ネパールといったところに法人をおいて、これま

で約48年となりますが、築き上げてきた教育というものを海外で展開してございます。

御説明させていただく外国人材の活用と地域共生というところに関しましては、少子高齢化の中で、外国人材をどのように確保していくのか、またどのように外国人と共生をするのかという観点についてお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、外国人材の現状ということで、これは報道もされているように、外国人労働者の数が230万人を超えたということがポイントになっていると思います。ここの部分で1点あるのは、日本国内に在留している外国人は370万人ということで、その中で労働者をカウントすると230万人いると。残りの140万人として労働者の身分がない方がいるという実態をお話したいと思っております。

これは本日のテーマとなる地域共生の話になってくるんですけども、外国人労働者に関して、宮崎県においては技能実習生や特定技能外国人が多い状況ではありますが、例えば高度外国人と言われる人たちは家族を連れて母国から本県に入ってくるというようなケースがあり、労働者としてのカウントは働いているお父さん、お母さん、どちらかが1とカウントされて、在留外国人としては3というカウントをされるという状況が、日本の外国人統計の前提にあるという形になります。

今、お話ししたのは通常の在留資格の身分でありまして、例えば、ウクライナに関しては、日本国としては特定活動という形で戦争難民の扱いをしますが、難民として受け入れる数は、当然ながらこの労働者の数には含まれていないこととなります。しかし、ウクライナの方が日本国に来たときに、日本は人道的支援をします

というふうに明言をしていますので、彼らは指定された職種において労働者として対価を得ている状況にあるということの一つ御理解をいただきたいと思えます。

お手元にも資料があると思えますが、日本国内においてはベトナム、中国、フィリピン、ネパール、インドネシアが大変多い国となっております。宮崎県は47都道府県の中で見ても受入れ人数に関しては大変少ない状況にあるのが、今の実態であると思えます。

ここで次のスライドとなりますが、東北を例にお話をします。

東北の生産年齢人口が減少していく中で、宮城県が東北6件の中で一番外国人材を受け入れているのですが、全国で見ると3%を下回っているような状況であります。

ここで一つお話しすると、日本の人口に対して外国人材が2.76%であり、これは隣国である台湾や韓国も3%台の外国人材を受け入れていることから見ても、アジアの中では一般的と言われているんですけども、オーストラリアは39.8%の受入れをしております。ヨーロッパを見ると、ドイツの移民政策やオランダの政策が出てくるんですが、40%台の外国人労働者を受け入れているというような状況です。

外国人材を受け入れていくことに対して治安の悪化がイコールとはならないということはしっかりとお話をしなければならぬと思っております。私自身が宮城県警の外国人諮問委員をさせていただいている中で、外国人の犯罪率というところでいえば、当然ながら人口の3%しかおりませんので、日本人の犯罪率よりもよっぽど少ないです。我々東洋ワーク株式会社としては、共生というキーワードで、いかに外国人材と日本の地域が連携して受入れ体制を構築でき

るかというところで動いているという状況であります。

私は、この会社に入ってグローバル展開を行ってきましたが、やはり日本において労働人口をカバーするためのキーワードとなるのはアジア圏にあると思っています。東南アジアにおいて約6億人の労働人口がいます。この中からいかにして日本に受け入れていくかということが、人材開発の一番の手立てだということで、東洋ワーク株式会社としてグローバル展開をさせていただいております。

弊社に関しては、20か国から400名の外国人材を受け入れています。今回、我々が宮崎県様のサポートをさせていただく上では、弊社において外国人の方と一緒に働いてきた経験から、どのように外国人材と共生していけば企業の活力となるのかを広めていくことが我々の使命だと思っております。

外国人材を受け入れていく上でのリスクについてお話をさせていただくと、今の時代はスマートフォンが1台あれば、弊社の20か国の方々と問題なく会話ができる状況ができておりますので、言語についてはあまりリスクとして上がってこないと思っています。

一番リスクとして上がってくると思われるのが、生活上での異文化の問題であり、例えば、ベトナムやフィリピン、インドネシアといったところはごみを分別する文化がありません。私が大家さんとお話しした際も、ごみの分別を外国人に教えるのが非常に大変だということです。

他にも、工場でクリーンスーツを着るときに、本来は素肌の上から着ることはありませんが、下着や靴下を身につける習慣がないなど、異文化の問題が発生している例もあります。

寮の問題ですと、ヨーロッパ圏の方々は、寮

の部屋に集まって行動することが一般的のようですが、住まわれて間もない頃に、大家さんから、たくさんの外国人が集まって密会していると相談を受けるケースもありました。

外国の異文化とどこまで共生していけるのかということで、我々も外国人の方に視線を合わせていき、外国人の方も日本の習慣に近づける努力をしていただく必要があると思います。

我々の会社では、中国やネパール、ベトナム、インドネシアもそうですが、外国人材が外国人材を管理するというのがスタンダードとなっていて、その上で、外国人材の在留資格や生活支援、通訳フォローなどを行っていくことが、外国人材とともに歩んでいくことの一番の近道になると私どもは考えています。

ベトナムの例をお話すると、社員同士のトラブルで傷害事件に発展したニュースなども目にするのですが、我々の会社では約400名のうち130名くらいのベトナム人がおりますが、これまで一切トラブルは起きておりません。これは、我々がベトナム人管理者の質の向上に力を入れてきており、きちんと叱ることのできる管理者とそのことをフォローすることのできる管理者を置いた管理の仕方を取っているためであると考えています。

なぜベトナムを例に出したのかと言いますと、ベトナム人のネットワークはネット上でも大きく広がっており、ベトナム人材に弊社の方を向いてもらうための取組が必要であり、技能実習生であれば3年、特定技能であれば5年の期間内にしっかりとキャリアビジョンを明示することが大事であると考えています。

そのような中で、我々が持つ外国人材の教育スキームを落とし込むことにより、もう27年が経ちますが、インドネシアに送出機関を設置し

ました。

我々は外国人材を採用するための求人広告活動を一切しておりません。グローバルリファラルと書かせていただいておりますが、400名の外国人材が、自分の兄弟や友達を我々の会社に連れてくるサイクルが出来上がっているためです。これは宮崎県内の企業様にもお話をしていますが、ロールモデルとなる先輩の外国人材を育成して、紹介制度で外国人を採用していくということです。

このような口コミで出来上がったコミュニティーというのは、悪質なブローカーも入りません。

これは我々の施策ですけれども、外国人材の新入社員を毎年定期的に採用しながら取り組んでいくのが一番いいのではないかとこのところでは、

ここからは弊社による外国人材の確保を支援するための取組をお話しします。

これは宮城県でも実施をさせていただいておりますが、県や企業と海外との間の橋渡し役を担って、インドネシアやベトナムでジョブフェアを開催し、企業と人材をマッチングさせており、オンラインの開催も行っております。

外国人材を採用しようとする企業様からは、採用したくても人が取れない、離職率が高くて定着しないという悩みも聞きます。関東や関西、九州では福岡県とは賃金格差がでてきますけれども、企業様の悩みとしては、外国人材をどうやって採用するのかが分からないという声が一番多いのではないかと思います。ですので、外国人を採用することへのハードルを下げるという意味も含めて、企業様に自社のPRの場面をつくって、マッチングさせるという取組が一番であるように思えます。

資料に5つの支援パッケージを書いているんですけども、企業ではこれらの取組が必要であると思っています。技能実習生であれば、日本語能力は小学校低学年くらいと言われておりまして、3年間、特定技能を含めれば8年間働いていただく上では、日本語教育の提供というのは絶対に必要だと思いますし、異文化理解の促進、生活支援の充実、そして、キャリアパスの提示というのが最も重要だと思います。

外国人材の場合、ただ雇って毎月給料を払えばよしとはなりません。例えばインドネシアだと面接をする前に労働条件を提示するのが一般的です。これはフィリピンも同様だと思います。その人の能力に応じて給料を設定しようとする会社様もいらっしゃると思うんですけども、この考え方は外国人には全く合わず、要は自分を評価してくれない会社で働きたくないということです。技能実習から特定技能、正社員への移行支援というふうに書かせていただきましたが、先にキャリアパスを提示しないと外国人材はやって来ません。

日本に行きたいですというふうに、元気よく手を挙げる外国人材の数は20年くらい前と比べたら半分以下だと思っています。例えば給与の面や安全な環境で言えばアジアの中でもナンバー1だと思っているので、やはり見せ方が合わなくなってきている状況だと感じています。

外国人材の韓国の求人票を見ると額面が45万円と書かれていて、我々はそこと戦わなければならないという実態がありますし、特定技能制度は韓国のワークパーミット制度に非常に似ています。この制度の何がいいかというと、特定技能制度は本人が母国に一時帰国できる場所ですが、技能実習制度はよほどのことがない限り母国に戻ることはできない。これは育成就労制

度に切り替わっていきますけれども、韓国は帰りたいときに帰れて、戻って来的时候は航空券を出しますという求人が普通に出ており、こういった条件の明示をしていくということが非常に大事ななと思っているところです。

グローバルな取組として、日本語能力の強化も書かせていただきましたが、弊社では日本語の勉強会を月に2回実施しています。基本的に技能実習生は日本語能力N5で入ってきますが、N4以上でないと特定技能に切り替えることができませんので、企業様の中でも日本語能力の強化というものが必須になってきます。

韓国や台湾での外国人材の受入れ状況でいえば、韓国語などを覚えないと働けないという制度ではないんです。韓国ではスマートフォンで翻訳しながらコミュニケーションしましょうぐらいの状況でありますので、自国の言語を外国人労働者に求めるのは東南アジア圏では日本だけありますので、やはり外国人材にとって、来てくれれば教えるよというスタンスの企業に対する希望が多くなるのは当然なのかなと思います。

ほかにもグローバルな取組として異文化交流を図る手法もあります。例えば、弊社では地域の方に寄附いただいた着物や浴衣を着て夏祭りに参加したり、年に1回、費用の50%の助成を受けてディズニーツアーに行くことができたり、平均で5回ほどイベントを開催しています。最近、地域の方にも根付いてきた、母国の料理をつくる食事会の取組もあり、こういった異文化交流の取組を地域共生の中に盛り込んでいく必要があると思っています。

ここで、インドネシア人が話す日本語の水準について動画を見ていただこうと思います。

これは弊社が運営をする学校で撮影した動画

になります。日本語の勉強をしている様子です。

これは、日本語の勉強を始めて3か月くらいの子たちで、ここまで日本語のレベルが上がっていきます。先ほど、コミュニケーションや異文化交流の取組をお話しましたが、今、インドネシアからの受入れが非常に多くなっている要因としては、約3億人の人口がいるインドネシアにおける多くの若年層の存在や日本語のレベルが大きなポイントかと思えます。

2027年4月には育成就労制度に切り替わることについて資料に5つ書かせていただきました。

一つ目ですが、育成就労制度では日本国内の人材の確保という名目に代わります。技能実習制度であったような技術移転という文言がなくなっています。

二つ目ですが、受入れは、人手不足の業種や企業に限られますので、外国人材の受給調整にしっかりと対応できる会社でなければならないという文言が入ってくるのではないかと思います。まだ、非自発的離職のあった企業に関しては、育成就労の外国人材は雇用できないというところが大きく変わってくる点かと思えます。

三つ目ですが、特定技能制度は在留資格の期限が5年間ということになり、育成就労は在留資格「特定技能」の前段階という位置づけで原則3年間となります。

四つ目で、これが一番の受入れ企業にとって頭が痛い点ですが、原則1年以上の就労期間を経た者に関しては、本人の意思によって転職ができるというようになります。やはり1年たったら転職ができてしまうという形であれば、当然ながら給与の高いところに移る外国人材も出てきますし、いかに外国人材を確保して定着させるかというのが肝になってくるのではないかと

と考えています。

最後になりますけれども、我々が運営をさせていただいている宮崎県の外国人材受入・定着支援センターでは、今のお話も含めて県内企業様に情報共有から適切なアドバイスまでさせていただいておりますので、外国人材の受入れ促進を定着というところにも紐づけをさせていただいて、しっかりと運営をしてまいりたいと思っております。

○本田委員長 里見様ありがとうございました。

御説明をいただきましたけれども、委員の皆様から御質問、御意見等があればお願いいたします。

○黒岩委員 先ほど、キャリアパスの提示のお話がありましたけれども、日本企業にとっての需要といいますか、最終的には特定技能を得て定住までいてほしいのかということと、一方で外国人材の方については移住までしたいのかといったところについてはいかがなものでしょうか。

○里見取締役国際事業部長 基本的に技能実習生は、一番若い子で19歳から22歳までで3年の期間を終え、そこから5年間特定技能で働いたとして27歳となれば、やはり母国に戻りたいと希望する方が大半だと思います。例えば、フィリピンの場合は海外に移住する傾向が強いので、定住をしたいと希望される声を社内でも聞きますが、ベトナムやインドネシアなどは、稼いで母国に戻るとするのが基本なのだと思います。

○黒岩委員 ということは、送出国を見ながら、この国の外国人材の在留期間を想定した上でスキルをアップさせていくような細かな戦略が必要になってくるということなんでしょうか。

○里見取締役国際事業部長 まさに委員のお話のとおり、技能実習や育成就労で3年、特定技能で5年の8年のキャリアパスをどのように提

示するかというのが、一つ肝だと思っています。例えば建設業の場合は各種機械の免許や自動車運転免許を取得させるんですけども、これを何年目で取得させていくか。これらの資格を取らせて、即戦力で特定技能の1年目から働いてもらうようなキャリア制度を組まなければならないのだと思います。

○永山委員 地域の方々との交流イベントをされていると思うんですけども、女性はそういうイベントに積極的に参加するイメージがあるんですが、男性にも足を運んでもらいやすい取組があれば教えてください。

○里見取締役国際事業部長 女性は委員が言われたように、着物の着付けやお茶会などにたくさん参加して下さるんですけども、男性の場合はフットサルやバレーボールといった球技大会を開催すると東南アジア圏の男性は参加してくれると思います。

○永山委員 先ほどのグローバルリファラルの話では、口コミで紹介されていくとのことだったんですけども、その紹介に対するインセンティブなどはあるんですか。

○里見取締役国際事業部長 グローバルリファラルに関しては基本的にはインセンティブはありませんので、採用の広告費もほとんどかかっておりません。ですから、例えば延岡市ではミャンマーとのネットワークがありますが、このサイクルを宮崎県の中で広げていくと、企業としてはお金のかからない採用の仕組みが構築できると思います。

○山内副委員長 本県の外国人材受入・定着支援センターの相談件数などの状況を教えてもらってもよろしいですか。

○末長国際事業部ネクストイノベーション課係長 センターに常駐させていただいております

東洋ワーク株式会社の末永と申します。

現在、企業様からの相談は、デイリーで今191件の対応をさせていただいている状況でございます。その内容としては、在留資格に関する御相談や、監理団体との連携に関する御相談、あとはそもそも外国人材を採用できるのかというような御質問をいただいております。

○黒岩委員 インドネシアからは介護人材としてお越しいただいているんですけども、先日、インドネシアに伺いましたら、インドネシア国内では介護の需要がないものの、今後は国がどんどん成長していく中で、平均年齢も上がり、介護が必要になってくるかもしれないというようなお話をされました。

そのときに備えて、日本でスキルを習得することは大切だということでしたが、国が変わっていく中で外国に人材を出さないようになり、自国での人材の需要が高まっていくというような傾向が、今後、出てくるのかどうかという点についてはいかがなものでしょうか。

○里見取締役国際事業部長 インドネシアにも介護施設が何か所かできています。その施設長からお話を聞くと、インドネシアの国民性から、よその方に身内の面倒を見てもらう文化がありませんので、介護施設がメジャーになるにはもう少し時間がかかるとのことでした。イスラムの教えの中には、自分の家で家族の面倒を見て生涯を終えるという考えがありますので、介護人材がインドネシアから輩出しにくくなるのは、20年、30年先の話になるのではないかと思います。

1点、介護人材のお話をすると、中国からは介護人材を受け入れていましたが、国内で高齢化が進んで自国内での介護人材の雇用が増えていったタイミングで日本に来ることがなくなっ

たという事例はあります。

○山下委員 外国人材に頼らなければ日本の経済は回らないというのが現状だと思うんですよ。

宮崎県は全国的に見ても所得の低いところで、これが外国人材が少ないという要因ですよ。

私が10年前にインドネシアに行った際は宮崎県に対する思いが強かったと思います。そして、今回、インドネシアに行って話を聞くと、都会を希望する声が圧倒的に多かったような気がします。やはり県民所得はなかなか上がらないのが現状だろうと思うんですよ。

我々が外国人材を呼び込もうとするなら、選ばれる宮崎県となるよう頑張らないといけないんでしょうけれども、例えば、給与面の差だけではない魅力を都会に感じているところはあるんでしょうか。そして、我々がどういう努力をしたらよいか、意見があれば教えてください。

○里見取締役国際事業部長 インドネシアでは当然ながら都会に行きたいという声を聞くことが多いと思いますが、一番思うところが、東京都や大阪府の情報は溢れるくらいあるんですが、大変失礼ながら宮崎県の情報がないんです。

私が国際事業部を立ち上げて、宮城県に始めにお話ししたのは、宮城県に何があるのか外国人に分かってもらわないと呼び込むことはできないということです。外国人からしたら、日本というのは東京タワーがあって、どこに行っても新幹線が走っていて、寿司や天ぷら、すき焼きを食べていると思われている中で、急に宮城県に送られた外国人が、新幹線もなければ東京タワーもない、寿司が出てくることもないみたいなギャップによって東京都や大阪府に行くということを我々も見てきたので、最初に取り組んだのは、宮城県の動画を作ってネパールの学校でひたすら流すということでした。また、宮

城県には世界的に流行ったバレーボール漫画「ハイキュー!!」でモデルになった体育館がありまして、我々の会社に来たら見られるよと発信したら、SNSに1万いいねがつくんです。外国人に彼らの住むところを分かってもらうことに対して力を入れていかないと、呼び込むことは難しいと思います。

私は先週にバン格拉デシュにおりまして、そこから宮城県に戻りましたら、大雪で積雪15センチくらい、気温もマイナス3℃と気温差で体調を崩すのではないかと思います。これは外国人の方もきつく感じるのではないかと思います。そして、この宮崎県に来てみるとコートもいらなかったですし、こういうところは外国人が働いてみたいと感じるところだと思います。

また、可処分所得では圧倒的に地方のほうがいいですよという話もします。東京都で1玉500円のキャベツを買うより190円で買える宮崎県、宮城県のほうが手元に残るお金が多いというお話をすると、それじゃあ温かい宮崎県に行こうと思われまして、そういった情報をいかに発信して、外国人に知ってもらうかということがまず一歩かなと思います。

○山下委員 貴重な意見をありがとうございます。この表を見る限り、外国人材は九州管内で宮崎県が一番少ないんですよ。明らかに差がついてきているなという思いなんです。今アドバイスをいただいた情報量というのは、企業から出される情報が多いんでしょうか。例えば鶏の加工などは一つの流れ作業ですから、外国人が入りやすい環境です。企業のPRの仕方がまずいいのか、そこを我々が研究しないといけないと思うんですが、情報の出し方というか、何かこういう工夫が必要じゃないのかというアドバ

イスでもあれば教えていただけるとありがたいなど。

○里見取締役国際事業部長 例えば、大分県でしたら温泉に入りに行きますとか、熊本県では大きな半導体工場ができて外国人材の数が増えたり、きっかけは企業様が出す情報もちろんですし、県としての情報もそうです。宮崎県では鶏が食べられるというところがハラル食の国にはすごく大きいことだと思うんです。見せ方の問題で、やっぱり県の魅力をPRする場面があつていいと思いますし、企業様のPRとして、例えば外国人の先輩がいるとか、外国人しかいないアパートをつくるよ、Wi-Fiが無料だよみたいな情報でいいので、外国人に響く視点で情報を開示をする必要があるのかなと思います。これはセンターでもアドバイスをさせていただいているという状況です。

○二見委員 送出機関の方々と話していると、向こうも同業者が増えて、人材確保に非常に苦労しており、そういったときに、今回のこの調査の目的の1つとして宮崎県を現地の人たちに知ってもらわないといけないと思います。おっしゃったように情報量が圧倒的に少ないというか、発信力が弱い、ニュース性が弱いのかなとも思うし、我々も朝にテレビをつけると、東京都の天気とか関係ない話を見るわけじゃないですか。日本の情報についても、そうやって見せられるものだから都市部に集中してしまうんだと思うんですけれども、そんなことを言っていたってしょうがないので、我々はどこから攻めて、海外現地の人たちに宮崎県を知ってもらうかといったときに、SNSは1つのツールだとは思っています。実際にインドネシアの国民所得とかを聞いたときに、インドネシアのジャカルタとか、都市部の人はある程度ツールを持

っているかもしれないけれども、田舎の人たちがそういうツールを持っているのかなというのがあるんですが、実際どうなんですか。農村とか漁村に我々がアプローチしようとしたときのツールがSNSで大丈夫なのでしょうか。

○里見取締役国際事業部長 インドネシア全体でスマートフォンの普及率は非常に高く、政府公表ですと約90%を超えているというふうに言われています。また、インドネシアでSNSがいいのではないかという裏づけで、インターネット回線が国の全体をカバーしています。地方だとスマートフォンは持っていないかもしれないんですけれども、スマトラやスラウェシ島に行くとパソコンがたくさん置いてある施設があつて、そこでインターネットを使って調べるとかですね。TikTokは制限されましたけれども、インスタグラムの普及率は高いので、SNSがより効果的かなと思います。高齢の方はスマートフォンを持っていない方が多いんですけれども、若者は、日本人と同じくスマートフォンを欲しがりますので、SNSやYouTubeで対応できると思います。

○二見委員 若者が対象だから、YouTubeとか、あとCMの打ち方にしてもエリア限定だったりとかいろいろあるじゃないですか。日本国内ではそういう話がありますけれども、インドネシア現地でもそれができるのかな。

○里見取締役国際事業部長 プロバイダーと言われる業者は基本的にインドネシアにはいませんので、発信するのはあくまでも個人アカウントからで、お金をかけずに情報を広げることができるので、一般的な広報で広く発信していく方法が一番いいのかなと思います。

○本田委員長 そのサポートの仕方というか、行政と民間が連携していかなければいけない。

特に育成就労制度が始まって1年間で転職ができるような状況になった場合に、例えば県内の民間同士の連携や民間と行政の連携の仕方、高度外国人材であれば大学も入ってくるんでしょうけれども、そういう産官学の連携の仕方について、他県で事例があれば教えてほしいです。

○里見取締役国際事業部長 正直なところ、そのような連携でうまくいっている都道府県はないと思いますが、どちらか一方が長けているケースはあります。

民間と外国人材の間でプラットフォームが出来上がっているところは全国を見てもたくさんあると思いますが、そこに行政が入って全てが一体となっているところはなかなかないと思います。宮城県がインドネシア労働省と提携をして受入れを促進しようとしていますが、そこに受入れ企業もまとまっているようなプラットフォームはどこにもないと思いますので、宮崎県でこの体制をつくれると非常に大きなものになると思います。それに近いモデルが延岡市にあり、ミャンマーとのネットワークの強さは類を見ないのではないかと思います。

ですので、委員長が話されたように、宮崎県が企業様についてきてくださいと引っ張って、我々もそのような企業様を一生懸命サポートしてあげないとなかなか前に進んでいけない。一歩目が踏み出せない企業様がたくさんいますので、ここをいかに前に進めるかというところが大事なかなと思います。

○本田委員長 もう一点ですが、インドネシアに伺って、技能実習で働いた方々が母国に戻られても宮崎県との関係をずっとキープされているというか、労働者というよりも関係人口の一人に今後なっていくという考え方の方がいいのではないかなと考えていたんですよ。要するに

グローバルリファラルのような継続したつながりで重要なものがあれば教えてほしいです。

○里見取締役国際事業部長 それがまさにSNSだと思っていて、技能実習生は1回しかないパスなので、特定技能ができる前は日本に戻る術がなかったんですね。このつながりがどこで出来上がっていたかという、エックスやフェイスブックと言われるところで、ベトナムでは県人会のようなものがSNS上でたくさんできていて、例えばあの県は給料が安いというネガティブな要素が入った瞬間に、ベトナムで広がっていくようなことがあったりします。

例えば、宮崎県では鶏が食べられるからハラールでも大丈夫だという情報が載ると、そこでリファラルが発生していくと思いますし、こういった関係性をSNSで構築しているケースは今非常に多くなってきています。弊社でもグループLINEのようなものが出来上がっていて、そこにに入れてあげると先輩からいろんな情報を教えてもらえますので、そういうものが出来上がるというのかなと思います。

○黒岩委員 今、国のほうでルールを守らない外国人にお帰りいただくとか、入国審査を厳格にするような動きになっておりますが、こうした動きが、外国人労働者を受け入れる制度によくない影響を与えるなど、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○里見取締役国際事業部長 個人的な見解であることを前提にお話をすると、在留資格の更新手続きの手数料が高額になるという点に関しては、外国人にとって非常に大きな問題となりますが、先ほどお話しした230万人の外国人材については、働く目的を持って在留資格を得ているので、全く影響ないと思います。それ以外の140万人の外国人たちは、もしかしたら出ていかなければな

らないんじゃないかと思っている方々もいるとは思いますが。

○黒岩委員 手数料はもう高くなっているんですか。

○里見取締役国際事業部長 報道上では、これから上がると言われています。

○黒岩委員 例えば管理手数料などに影響が出てきて、雇用している企業が雇用を控えるというところまで行きそうな感じですか。

○里見取締役国際事業部長 技能実習生を受け入れている企業様からお声としていただいているのは事実です。ただ、技能実習生の在留資格の手数料が大きく上がるわけではないと思いますが、報道だけ見れば、在留資格の更新手数料が上がるとされていて、それは当然ながら企業様の負担になりますから、受入れを控えようとする企業様もいるとは思いますが。

○本田委員長 時間が参りました。お忙しい中お越しいただきまして本当にありがとうございます。私どもとしては、調査結果を県への提言にまとめていきますけれども、そちらのほうにしっかりと今日の議論を反映させていきたいと思っております。東洋ワーク株式会社様のますますの御発展を心から御祈念をいたしまして、大変簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日はありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○本田委員長 委員会を再開します。

次回の委員会は、来年1月閉会中の1月23日、金曜日の午前10時からを予定しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。

午後3時0分閉会

署 名

外国人材確保・雇用対策特別委員会委員長 本 田 利 弘

